

公益財団法人暴力追放高知県民センター一定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人暴力追放高知県民センター(以下「センター」という。)と称する。

(事務所)

第2条 センターの主たる事務所は、高知市に置く。

2 センターは、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も、同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、県民の暴力団追放意識の高揚に資するとともに、暴力団による不当な行為の被害者の救援を行う等暴力団追放活動を総合的に推進し、もって暴力団のない安全で平穏な高知県の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るために広報啓発活動を行うこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を助けること。
- (3) 暴力団員による不当な行為に関する県民からの相談に応ずること。
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
- (7) 公安委員会の委託を受けて、事業所の責任者に対し暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第14条の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習を実施すること。
- (8) 法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導委員に対し少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事業

(規律)

第5条 センターは、理事会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に規定する目的の達成及び社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 センターの目的である事業を行うために不可欠な別表記載の財産は、センターの基本財産とする。

2 基本財産は、センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受け、評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号に掲げる書類についてはその内容を報告し、他の書類については、評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 10 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号に掲げる書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(定数)

第 11 条 センターに、評議員 5 名以上 15 名 以内を置く。

2 評議員のうち 1 名を評議員長とする。

(選任等)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、アからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- ア 理事
- イ 使用人
- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- エ 次に掲げる団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
 - (ア) 国の機関
 - (イ) 地方公共団体
 - (ウ) 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - (エ) 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - (オ) 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - (カ) 特殊法人又は認可法人

3 評議員長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、センター又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があったときは、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け

出なければならない。

(権限)

第 13 条 評議員は、評議員会を構成し、第 22 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 11 条第 1 項に規定する定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 15 条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産計算書)の承認
- (5) 財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 18 条 評議員会は、定期評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定期評議員会は、毎年 1 回毎事業年度終了後 3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 20 条 代表理事は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって（電磁的方法による場合を含む。）招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。評議員長が欠席の場合は、その評議員会において、出席した評議員の中から議長を選出する。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条第 1 項に規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(評議員会運営規程)

第 24 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか評議員会において定める評議員会運営規程による。

第 6 章 役員及び任意機関

(役員の設置)

第 25 条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以上 4 名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、センター又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その職務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順位によりその職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、センターの業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) センターの業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を

評議員会に報告すること。

- (7) 理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、辞任又は任期満了後においても、第 25 条第 1 項に規定する定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 31 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前 2 項の規定に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第 32 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
 - (3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(責任の免除)

第33条 センターは、理事又は監事の法人法の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第34条 センターに、任意の機関として名誉会長、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、高知県知事の職にある者を充てる。
- 3 顧問の1名は、高知県警察本部長の職にある者を充てる。
- 4 前項に規定する顧問以外の顧問及び参与は、理事会の同意を得た職にある者を理事長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長、顧問及び参与の職務)

第35条 名誉会長は、重要な事項につき理事長に対し、助言を行う。

- 2 顧問及び参与は、理事長の諮詢に応え、理事長に対し意見を述べ、又は顧問及び参与は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規程の制定、変更及び廃止
 - (3) 前2号に定めるものほか、センターの業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - (6) 第33条に規定する責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内にその請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 28 条第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段の規定により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号の規定による場合は理事が、前条第 3 項第 4 号後段の規定による場合は監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって開催日の 1 週間前までに、理事及び監事に対して、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 41 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、議決に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 43 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第 44 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 27 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会に出席した理事長及び監事は、署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第 46 条 理事会の運営に関し必要な事項は法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条並びに第 12 条第 1 項及び第 2 項についても適用する。

(解散)

第 48 条 センターは、基本財産の滅失によるセンターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第 49 条 センターが、公益認定取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会等

(委員会)

第 51 条 センターの事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(暴力追放相談委員)

第 52 条 センターの事業を推進するため暴力追放相談委員を置く。

2 暴力追放相談委員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 53 条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 54 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員の報酬規程

(7) 事業計画及び収支予算書

(8) 事業報告書及び収支決算書等

(9) 監査報告書及び会計監査関係書類

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 56 条第 2 項によるものとする。

第 11 章 賛助会員

(賛助会員)

第 55 条 センターの主旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。.

3 賛助会員は、理事会の定めるところにより賛助金を納入する。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 56 条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 57 条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第14章 補 則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を第19期の事業年度の末日とし、設立の登記の日を第20期の事業年度の開始日とする。
- 3 センターの最初の理事長は、高知市升形5番36号岡内紀雄とする。
- 4 センターの最初の専務理事は、高知市長浜5090番地土居秀喜とする。
- 5 センターの最初の評議員は、小松良隆、門田竜一、岡村直彦、水口晴雄、高橋和、長岡利博、小松博、氏原信幸及び壬生澄雄とする。

附則(平成24年6月4日一部変更。第25条、第26条、第27条、第34条、第37条、第44条)
この定款は平成24年6月4日から施行する。

附則(平成25年3月14日一部変更。第4条、第8条)

この定款は、平成25年3月14日から施行する。

別表第1 基本財産(第6条関係)

| 財産種別 | 場所・数量 |
|------|--|
| 国債 | 第138回利付き20年国債・野村證券高知支店・金額 35,000,000円 第18回利付き30年国債・野村證券高知支店・金額 200,000,000円 第18回利付き30年国債・高知銀行本町支店・金額 200,000,000円 第18回利付き30年国債・四国銀行県庁支店・金額 200,000,000円 |
| 定期預金 | 高知銀行本町支店・10,000,000円・口座番号 2211221 四国銀行県庁支店・1,538,050円・口座番号 0497620 |